

* 2. 監査等委員会設置会社の特徴 に記述している(1)~(7)の各項目内容を本文の[説明]又は[監査等のツボ]に記載することにした。

	2021年版原文	2022年版	理由・根拠
前文	<p>2021年（令和3年）3月 一般社団法人 監査懇話会</p> <p><2018年初版前文> 1. 作成の目的 平成26年会社法改正（平成27年5月1日施行）により監査等委員会設置会社が新たな機関設計として設けられました。当会では、「取締役職務執行確認書」「監査役職務確認書」「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」を既に公表していますが、今般、「監査等委員（会）職務確認書」（以下、本「確認書」という。）を作成し、当会ホームページに公表することに致しました。</p> <p>監査等委員及び監査等委員会の職務には、監査職務と監督職務があります。監査等委員に就任された方が、本「確認書」を活用することにより、「監査等委員（会）」の職務遂行状況を自己点検し、併せて監査等委員（会）の基本的職務について理解を深め、実効性のある職務の遂行ができることを願っております。</p> <p>本書では、「監査等委員又は監査等委員会」を「監査等委員（会）」と表記し、「監査」職務と「監督」職務の両方を指す場合は、「監査等」職務と表記しています。</p> <p>2. 監査等委員会設置会社の特徴 (1)~(7)</p>	<p>2018年6月初版制定 2020年3月第1回改訂 2021年3月第2回改訂 2022年2月第3回改訂 一般社団法人 監査懇話会</p> <p>—削除— 1. 作成の目的 平成26年会社法改正（平成27年5月1日施行）により監査等委員会設置会社が新たな機関設計として設けられました。当会では、「取締役職務執行確認書」「監査役職務確認書」「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」を既に公表していますが、「監査等委員（会）職務確認書」（以下、本「確認書」という。）初版を作成し、2018年6月、当会ホームページに公表致しました。</p> <p>監査等委員及び監査等委員会の職務には、監査職務と監督職務があります。監査等委員に就任された方が、本「確認書」を活用することにより、「監査等委員（会）」の職務遂行状況を自己点検するとともに、監査等委員（会）の基本的職務について理解を深め、実効性のある職務の遂行ができることを願っております。</p> <p>なお、本書では、職務において「監査職務」と「監督職務」の両方を含む場合は、「監査等職務」と表記し、「監査等委員又は監査等委員会」の意味で「監査等委員（会）」と表記しています。</p> <p>—削除— 全項(1)~(7) —削除— 各項に移動、一部は内容が重複するため削除した。</p>	<p>改訂履歴が分かるように初版制定年月及び改訂履歴を記載した。</p> <p>初版作成以後、監査役設置会社との比較を強調するために監査等委員会設置会社の特徴を記載していたが、第3回改訂から次のように改める。</p> <p>(1)初版発行時の<前文>のうち、「作成の目的」と「本確認書の構成」<目次>は、そのまま残す。</p> <p>(2)「2. 監査等委員会設置会社の特徴」の記述内容全てを削除した。その内容を後掲の各項に移設記述した。（一部は、既存記述と重複するので削除した。）</p> <p>「前文」と「本文の説明」の両方を読む必要はなく、I~VII各項を読むだけで監査等委員会の特徴を理解できる。</p> <p>(3)<前文><本文>の区分をなくした。</p> <p>(4)「1. 作成の目的」の文章は、趣旨は変更せず、文脈を整えるため、一部修正した。</p>

<p>前 文</p>	<p>3. 本「確認書」＜本文＞の構成</p> <p>＜本文の目次＞</p> <p>＜新設＞</p>	<p>2. 本「確認書」の構成</p> <p>以下、原文通り</p> <p>＜目次＞</p> <p>改訂後 2022 年版に沿ってページ番号を修正した。</p> <p>別紙 2 - 【コロナ禍を踏まえた監査役等職務の留意点】</p>	<p>2021 年版原文「2. 監査等委員会設置会社の特徴」(1)～(7)の文章のうち、重要なものは、関連する項の[説明]又は[監査等のツボ]に移設して記載している。</p>
----------------	--	--	---

	2021年版原文	2022年版	理由・根拠
確認事項	□ 1. 監査等委員として、会社の業務・財務に関する知識、及び職務を通じて得られた情報等を活用して監査等委員会で意見表明し、監査等委員会の <u>監査等</u> の効率性、実効性の向上に努めた。	□ 1. 監査等委員として、会社の業務・財務に関する知識、及び職務を通じて得られた情報等を活用して監査等委員会で意見表明し、監査等委員会の <u>監査等職務</u> の効率性、実効性の向上に努めた。	p. 1 1. 作成の目的 の記述の修正に対応させ、「監査等職務の効率性、実効性」に改めた。
説明	<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>(監査等委員会設置会社)</p> <p>(1) 監査等委員会設置会社は、定款の定めにより、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置した会社である(会社 327)。</p> <p>(監査等委員会の構成)</p> <p>(2) 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役は、株主総会の決議によって区別して選任する(会社 329①②)。監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない(会社 331⑥)。監査等委員以外の取締役の任期は、1年であるが、監査等委員である取締役の任期は、2年であり、その任期を短縮することはできない(会社 332①③④)。</p> <p>(監査等委員会の職務)</p> <p>(3) 監査等委員会は、以下の職務を行う(会社 399の2③)。</p> <p>① 取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成</p> <p>② 会計監査人の選任・解任・不再任に関する株主総会議案の内容の決定</p> <p>③ 監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任について及び報酬等についての株主総会での陳述意見の決定</p> <p>なお、上記会社法 399条の2第3項に定める事項以外であっても、監査等委員会の職務として定款に定めがある場合又は会社法の他の条項及びその他法令に定めがある場合、監査等委員会は、その職務を遂行しなければならない。</p>	<p>2021年版原文<2018年初版前文> 2. 監査等委員会設置会社の特徴(1)を移設、[説明](1)(2)に分けて記載した。</p> <p>2021年版原文<2018年初版前文> 2. (3)を移設、文章の一部を修正した。</p> <p>なお書きは、日本監査役協会監査等委員会監査等基準第6条監査等委員会の職務の項の「四. その他法令及び定款に定められた職務」を分かり易い文章にしている。</p>

<p>説明</p>	<p>(監査等委員会の招集と決議) (1)監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する(会社399の2①)。監査等委員会の長を定め、その者が監査等委員会の招集、その他監査等委員会の委嘱を受けた職務を遂行する。監査等委員が監査等委員会の招集を求めたにもかかわらず、監査等委員会の長がこれを招集しないときは、監査等委員自らが招集できる(会社399の9)。監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う(会社399の10)。</p> <p>(常勤の監査等委員の選定) (2)監査等委員会が常勤の監査等委員を選定する場合、常勤の監査等委員は、監査等の環境の整備と社内の情報収集に努め、内部統制システムの構築・運用状況を日常的に監視、検証し、他の監査等委員と情報共有を図る。常勤の監査等委員設置の義務付けが会社法に規定されていないことから、常勤の監査等委員を選定しない場合、監査等委員が行う情報収集や監査活動の範囲が限られ、内部統制システムの構築・運用状況を日常的に監視、検証できないおそれがある。監査等委員会の<u>監査等の効率性、実効性に支障を生じさないように方策を検討し実施することが重要である。</u>なお、公開会社の場合、事業報告の会社役員に関する事項として「常勤の監査等委員の有無及びその理由」を記載しなければならない(会社規121十イ)。</p> <p>(監査等委員である取締役の報酬等) (4)監査等委員の報酬等については、定款又は株主総会で監査等委員以外の取締役の報酬等と区別して定める(会社361①②)。定款又は株主総会の決議で監査等委員全員の報酬総額のみを定めた場合は、個々の監査等委員に対する配分は、</p>	<p>(監査等委員会の招集と決議) (4)監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する(会社399の2①)。監査等委員会の長を定め、その者が監査等委員会の招集、その他監査等委員会の委嘱を受けた職務を遂行する。監査等委員が監査等委員会の招集を求めたにもかかわらず、監査等委員会の長がこれを招集しないときは、監査等委員自らが招集できる(会社399の9)。監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う(会社399の10)。なお、<u>取締役会で認められている書面決議(取締役会の決議の省略：会社370)は、監査等委員会では行うことができない。</u></p> <p>(常勤の監査等委員の選定) (5)監査等委員会が常勤の監査等委員を選定する場合、常勤の監査等委員は、監査等の環境の整備と社内の情報収集に努め、内部統制システムの構築・運用状況を日常的に監視、検証し、他の監査等委員と情報共有を図る。常勤の監査等委員設置の義務付けが会社法に規定されていないことから、常勤の監査等委員を選定しない場合、監査等委員が行う情報収集や監査活動の範囲が限られ、内部統制システムの構築・運用状況を日常的に監視、検証できないおそれがある。監査等委員会の<u>監査等職務の効率性、実効性に支障を生じさせない</u>ように方策を検討し実施することが重要である。なお、公開会社の場合、事業報告の会社役員に関する事項として「常勤の監査等委員の有無及びその理由」を記載しなければならない(会社規121十イ)。</p> <p>番号(3)～(5)を、番号(6)～(8)に順次繰り下げる。</p> <p>(監査等委員である取締役の報酬等) (7)監査等委員の報酬等については、定款又は株主総会で監査等委員以外の取締役の報酬等と区別して定める(会社361①②)。定款又は株主総会の決議で監査等委員全員の報酬総額のみを定めた場合は、個々の監査等委員に対する配分は、</p>	<p>なお書きの追記は、書面決議は行えないことをあらためて確認する意味で付記した。</p> <p>p.1 1. 作成の目的 の記述の修正に対応させ、「監査等職務の効率性、実効性」と改めた。</p>
-----------	--	--	--

<p>説明</p>	<p>その総額の範囲内において、監査等委員の協議により定める（会 361③）。協議は全員一致で決定する。</p> <p><新設></p>	<p>その総額の範囲内において、監査等委員の協議により定める（会 361③）。協議は全員一致で決定する。監査等委員は、監査等委員の報酬等について意見を持つに至ったときは、取締役会又は株主総会において意見を述べることができる（会社 361⑤）。</p> <p>（監査等委員会への報告の省略）</p> <p>(9) 取締役、会計監査人が監査等委員の全員に対して監査等委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査等委員会へ報告することを要しない（会社 399 の 12）。この場合も監査等委員会の議事録を作成する必要がある（会社規 110 の 3④）。</p>	<p>会社法 361 条第 5 項にある監査等委員である取締役の報酬等についての監査等委員の陳述権は重要な権限であるため付記した。</p> <p>監査等委員会への報告の省略及びその場合の議事録作成についても監査等委員会の重要な運営事項であるため記載を追加した。</p>
<p>監査等のツボ</p>	<p><新設></p> <p>(1)各社が自社で策定する「監査等委員会監査等基準」等は、監査等委員会及び監査等委員の行動規範となるものであるが、同時にその記述の仕方によっては、善管注意義務違反を問われる根拠になるおそれもある。ベストプラクティスに相当する高度な努力義務を単に規定することは避け、会社の内部統制システムの状況、会計監査人・内部監査部門の活動状況等について慎重に審議し、決定する。また、毎期、監査等委員会の活動評価等の審議を重ね、監査等の効率性・実効性がより高まるように必要に応じて改正することが望ましい。</p>	<p>(1) [説明] (1) (2) (3) から、監査等委員である取締役は、取締役会の構成メンバーであるが、監査等委員が構成する監査等委員会は、取締役会の下部組織ではなく、取締役会から独立した機関であると解されている。また、[説明] (3)③の職務は、監査等委員会による監査等委員以外の取締役（主に代表取締役及びその他の業務執行取締役）に対する監督機能を果たすものとして期待されている。</p> <p>(2)各社が自社で策定する「監査等委員会監査等基準」等は、監査等委員会及び監査等委員の行動規範となるものであるが、同時にその記述の仕方によっては、善管注意義務違反を問われる根拠になるおそれもある。ベストプラクティスに相当する高度な努力義務を単に規定することは避け、会社の内部統制システムの状況、会計監査人・内部監査部門の活動状況等について慎重に審議し、決定する。また、毎期、監査等委員会の活動評価等の審議を重ね、監査等委員（会）の職務の効率性・実効性がより高まるように必要に応じて改正することが望ましい。</p> <p>以下、番号を順次繰り下げる (2)⇒(3)、(3)⇒(4)</p>	<p>2021 年版原文<2018 年初版前文> 2. (6) から移設記載した。会社法で定められている内容ではないため、[監査等のツボ] に記載した。</p> <p>p. 1 1. 作成の目的 の記述の修正に対応させ修正した。</p>

	2021年版原文	2022年版	理由・根拠
説明	<p>(監査計画の策定)</p> <p>(1) 監査等委員会は、監査方針、重点監査項目、監査の方法、監査実施時期、及び監査等委員による分担を検討し、年度監査計画を作成する。監査計画の策定に当たっては、当該会社及び企業集団における内部統制システムの構築・運用状況を踏まえ、三様監査における連携体制にも留意する。すなわち、会計監査人、内部監査部門等と適宜協議、意見交換をして、重点監査項目の設定、共同監査の実施、監査の重複感等について検討する。</p> <p>(報告徴収権・調査権を有する監査等委員の選定)</p> <p>(6) 監査等委員会は、取締役、内部監査部門その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する監査等委員をあらかじめ選定する。また、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する監査等委員を選定する。報告の徴収又は調査に関して監査等委員会の決議があるときは、監査等委員は、これに従わなければならない(会社399の3)。</p>	<p>(監査計画の策定)</p> <p>(1) 監査等委員会は、監査方針、重点監査項目、監査の方法、監査実施時期、及び監査等委員による分担を検討し、年度監査計画を作成する。監査計画の策定に当たっては、当該会社及び企業集団における内部統制システムの構築・運用状況を踏まえ、三様監査における連携体制にも留意する。すなわち、会計監査人、内部監査部門等と適宜協議、意見交換をして、重点監査項目の設定、共同監査の実施、監査の重複感等について検討する。監査計画の実効性を確保するためには、代表取締役及び取締役会に説明することも重要となる。</p> <p>(報告徴収権限・調査権限を有する監査等委員の選定)</p> <p>(6) 監査等委員会は、取締役、内部監査部門その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する監査等委員をあらかじめ選定する。また、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する監査等委員を選定する。報告の徴収又は調査に関して監査等委員会の決議があるときは、監査等委員は、これに従わなければならない(会社399の3)。</p>	<p>監査等委員会の監査計画どおりに監査等を実行できるようにするため、代表取締役と取締役会に説明しておくことも重要になることから、文末に付記した。</p> <p>会社法399条3第4項に「報告の徴収」という語句があるので、「徴収」の語句は継続して使用する。「権」は、実務上「権限」である旨明確にした。</p>
監査等のツボ	<p>(3) 報告徴収権、業務・財産調査権を行使する選定監査等委員については、すべての監査等委員を当該選定監査等委員に選定することもできる。その場合、社内・社外、常勤・非常勤、専門知識の有無等を考慮しつつ、分野を分担して選定することも考えられる。</p>	<p>(3) 報告徴収権限、業務・財産調査権限を行使する選定監査等委員については、すべての監査等委員を当該選定監査等委員に選定することもできる。その場合、社内・社外、常勤・非常勤、専門知識の有無等を考慮しつつ、分野を分担して選定することも考えられる。</p>	<p>上記と同様の理由により修正した。</p>

	2021 年版原文	2022 年版 (案)	理由・根拠
<p>確認事項</p>	<p>□ 6. 監査等委員会は、補助使用人等の設置の必要性、その職務内容、人数・専門性・能力、及び監査等の業務執行に係る予算措置などについて検討した。</p> <p>□ 7. 監査等委員会は、内部監査部門等から適宜に報告受け、内部監査部門等が内部統制システムの構築・運用状況を適切にモニタリングしていることを確認した。</p>	<p>—削除—</p> <p>□ 7. の番号を□ 6. とする。</p> <p>□ 6. 監査等委員会は、内部監査部門等から報告を受け、内部監査部門等が内部統制システムの構築・運用状況を適切にモニタリングしていることを確認した。</p>	<p>□ 5. の確認事項と一部重複していた。代表取締役等又は取締役会に意見表明することは重要なため、□ 6 を削除し、□ 5. を生かした。</p> <p>「適宜に」を削除した。 内部監査部門から報告を受けるタイミングは、定期的に及び必要と認めたときはいつでも報告を受けべきと考えられる。「適宜に」は、報告を受けない場合も含むように解釈されることもあるためこの語句は使わないこととした。</p>
<p>説明</p>	<p>(代表取締役との意見交換)</p> <p>(1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、認識の共有を図る。意見交換する事項の例示として以下が挙げられる。 <⑨追加新設></p> <p>(監査の環境整備に関する基本方針の決定)</p> <p>(2) 監査等委員会は、監査の環境整備（監査等委員会の職務の執行に必要な事項）に関する以下の事項について基本方針を決定する。</p> <p>①② 原文通り（省略）</p> <p>③監査等職務の執行について生ずる費用等の会社への請求</p> <p>④その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制 (以下、原文通り)</p>	<p>(代表取締役との意見交換)</p> <p>(1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、認識の共有を図る。意見交換する事項の例示として以下が挙げられる。</p> <p>⑨（上場会社の場合）コーポレートガバナンス・コードの適用状況</p> <p>(監査の環境整備に関する基本方針の決定)</p> <p>(2) 監査等委員会は、監査の環境整備（監査等委員会の職務の執行に必要な事項）に関する以下の事項について基本方針を決定する。</p> <p>①② 原文通り（省略）</p> <p>③監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の会社への請求</p> <p>④その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制 (以下、原文通り)</p>	<p>上場会社の監査等委員（会）の場合、CGコードへの適用状況についても代表取締役との意見交換の議題に含めることが望ましいため、例示項目に追加した。</p> <p>会社法 399 条の 2 第 4 項の文意から「監査等委員会の職務」に改めた。</p>

監査等のツボ	<p>(2) 監査等委員会と「補助使用人等」との関係については、次の事項に留意する。</p> <p>①②③ 原文どおり。</p> <p><新設></p>	<p>(2) 監査等委員会と「補助使用人等」との関係については、次の事項に留意する。</p> <p>①②③ 原文どおり。</p> <p>④専任の補助使用人の確保が困難な場合は、兼務での確保や、監査法人の任意監査、外部サービス、グループ会社の事務提供サービス会社等の活用により実効性の確保が図れるように代表取締役等と協議することが重要である。</p>	<p>専任の補助使用人の確保が必ずしも保証されていない会社も多いことから、代表取締役との話し合いでは、代替的な手段についても協議することが望ましい旨を付記した。</p>
--------	--	--	--

Ⅲ. 業務監査

Ⅲ-1. 取締役の職務の執行の監査

p. 11～p. 13

	2021年版原文	2022年版(案)	理由・根拠
監査等のツボ	<p>(4) 重要な業務執行の決定を取締役に委任している場合、監査等委員会が重要な業務執行の決定の事実、及びその業務執行状況を知り得ない場合がある。その場合、<u>取締役会が監督機能を適切に発揮していることがより重要となるが</u>、監査等委員会としては取締役会以外の重要会議への参加や議事録閲覧等の対象を拡大することによって、重要な業務執行の決定及び執行状況の監視検証方法の工夫をすることが望ましい。</p>	<p>(4) 経営の迅速性、機動性を図ることをねらいとして重要な業務執行の決定を取締役に委任している場合、監査等委員会が重要な業務執行の決定の事実、及びその業務執行状況を知り得ない場合がある。その場合、<u>取締役会において監督機能が適切に発揮されていることがより重要となるが</u>、監査等委員会としては取締役会以外の重要会議への参加や議事録閲覧等の対象を拡大することによって、重要な業務執行の決定及び執行状況の監視検証方法の工夫をすることが望ましい。</p>	<p>2021年版原文<2018年版前文> 2. 監査等委員会設置会社の特徴(7)の文章の一部を[監査等のツボ](4)に統合させた。</p>

Ⅲ. 業務監査

Ⅲ-2 取締役会における監督状況の監査

p. 13～p. 16 (改訂事項なし)

IV. 会計監査

p. 17~p. 20

	2021 年版原文	2022 年版 (案)	理由・根拠
監査等のツボ	<新設>	(7)会計監査人は、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書を除いた部分（以下「その他の記載内容」という）に対し、通読と財務諸表との重要な相違の識別のほか、監査の過程で得た知識との比較、「その他の記載内容」における重要な誤りの兆候に注意を払うこと、および監査報告書において見出しを付した独立した区分での報告を行うことが求められている（日本公認会計士協会「監査基準委員会報告 720」2021 年 1 月 14 日改正）。 会社法監査では事業報告及びその附属明細書が「その他の記載内容」となり、会計監査人の報告内容は監査等委員会の監査報告とも関連するため、「その他の記載内容」についての監査等委員会と会計監査人のコミュニケーションは重要である。	企業会計審議会は 2020 年 11 月「監査基準」を改訂し、「その他の記載内容」を監査報告に記載することとした。2022 年 3 月期決算に係る財務諸表・計算書類の監査から強制適用されるため、[監査等のツボ]に追加記載した。

V. 監査報告

p. 21~p. 23

(改訂事項なし)

VI. 監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任・報酬等についての意見の決定

p. 24~p. 25

	2021 年版原文	2022 年版 (案)	理由・根拠
確認事項	□ 2. 監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬等について、株主総会への報酬等議案の提出にかかわらず、 <u>必要と認めるときは意見陳述ができるように、会社の報酬等に関する方針・体系が定められているか、定められている場合は、適切に運用されているかについて検討し、意見の決定を行った。</u>	□ 2. 監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬等について、株主総会への報酬等議案の提出の有無にかかわらず、会社の報酬等に関する方針・体系が相当であるか、及びその方針・体系が適切に運用されているかについて検討し、意見の決定を行った。	令和元年改正会社法により、会社は、取締役の個人別報酬等の決定に関する方針等を決定しなければならなくなった（会社 361 ⑦）。それに伴い、文章を修正した。
説明	(3)監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬等についての監査等委員会の意見を決定しなければならない（399 の 2③三）。株主総会に提出される監査等委員以外の取締役の報酬等議案に関連させて意見陳述ができるとともに、取締	(3)監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬等についての監査等委員会の意見を決定しなければならない（会社 399 の 2③三）。株主総会に提出される監査等委員以外の取締役の報酬等議案に関連させて意見陳述ができるとともに、	参照条文の法律名を補足した。

	<p>役の報酬議案は毎年提出されるとは限らないため、報酬議案の提出にかかわらず、監査等委員会は、必要と認めるときは、いずれの株主総会においても報酬等の意見陳述ができると解されている。</p>	<p>取締役の報酬議案は毎年提出されるとは限らないため、報酬議案の提出の有無にかかわらず、監査等委員会は、必要と認めるときは、いずれの株主総会においても報酬等の意見陳述ができると解されている。</p>	<p>確認事項□2. の修正に合わせて、「提出の有無に」と修正した。</p>
<p>監査等のツボ</p>	<p>(2)監査等委員会において監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任・報酬等の意見を検討するに当たっては、関連市販書物や他社事例等の外部情報も有用であるが、社内の現状把握や代表取締役等の意見などの社内情報が重要である。代表取締役や担当業務執行取締役から情報収集ができ、今後の改善や計画について積極的に意見交換ができる環境を整えるように努める必要がある。代表取締役等との定期的な意見交換の際のテーマの一つとし、話し合っておくことが望ましい。また、必要と認めるときは、監査等委員会の報告徴収権・調査権を活用することもできる。</p> <p>(4)監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任・報酬等について意見の決定は、監査等委員会の職務として会社法で規定されているので、意見を決定しなければならない。株主総会において口頭で意見を述べること、又は、株主総会参考書類に記載することは、権限行使の問題と解されており、必ずしも行わなければならないわけではない。しかし、代表取締役等を中心とする会社側の選任・解任・辞任・報酬等の方針・決定手続等において公正性、透明性が著しく欠ける場合は、株主総会において株主等に意見表明すべきである。</p>	<p>(2)監査等委員会において監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任・報酬等の意見を検討するに当たっては、関連市販書物や他社事例等の外部情報も有用であるが、社内の現状把握や代表取締役等の意見などの社内情報が重要である。代表取締役や担当業務執行取締役から情報収集ができ、今後の改善や計画について積極的に意見交換ができる環境を整えるように努める必要がある。代表取締役等との定期的な意見交換の際のテーマの一つとし、話し合っておくことが望ましい。また、必要と認めるときは、監査等委員会の報告徴収権・調査権限を活用することもできる。</p> <p>(4)監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任・報酬等について意見の決定は、監査等委員会の職務として会社法で規定されているので、意見を決定しなければならない。株主総会において口頭で意見を述べること、又は、株主総会参考書類に記載することは、権限行使の問題と解されており、必ずしも行わなければならないわけではない。しかし、代表取締役等を中心とする会社側の選任・解任・辞任・報酬等の方針・決定手続等において公正性、透明性が著しく欠ける場合は、株主総会において株主等に意見表明すべきである。</p>	<p>会社法 399 条 3 第 4 項に「報告の徴収」という語句があるので、「徴収」の語句は継続して使用する。「権」は、実務上「権限」である旨明確にした。</p> <p>文脈を整える修正をした。 (「の」の脱字を補足した)</p>

Ⅶ. 企業不祥事発生時の対応、訴訟等への対応

p. 26～p. 28

	2021年版原文	2022年版(案)	理由・根拠
確認事項	<p>□3. 監査等委員会は、初期対応後も代表取締役等や調査委員会から対応状況の説明を受け、必要に応じて調査委員会の委員に就任することを求めるなど適切な措置を講じた。</p> <p>□4. 取締役の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められたため、第三者委員会の設置を勧告し、必要に応じて自ら依頼して第三者委員会を立ち上げることに努めた。</p>	<p>□3. 監査等委員会は、初期対応後も代表取締役等や調査委員会から対応状況の説明を受け、必要に応じて調査委員会の委員に監査等委員が就任することを求めるなど適切な措置を講じた。</p> <p>□4. 取締役又は取締役会の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められたため、第三者委員会の設置を勧告し、必要に応じて自ら依頼して第三者委員会を立ち上げることに努めた。</p>	<p>「調査委員会の委員に就任する者」について主語を補い、分かり易くした。</p> <p>「適切でない対応」をするのは、取締役のみならず、取締役会の場合もありうるため、付記して修正した。</p>
説明	<p>(第三者委員会設置の勧告等)</p> <p>(4)監査等委員会は取締役の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、監査等委員会における協議を経て、<u>取締役に対して</u>、外部の独立した弁護士等に依頼して行う第三者委員会の設置の勧告を行い、必要に応じて弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げる、あるいは社外監査等委員が第三者委員会に出席する又は委員に就任するなど適切な措置を講じる。</p>	<p>(第三者委員会設置の勧告等)</p> <p>(4)監査等委員会は<u>取締役又は取締役会の対応</u>が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、監査等委員会における協議を経て、<u>取締役又は取締役会に対して</u>、外部の独立した弁護士等に依頼して行う第三者委員会の設置の勧告を行い、必要に応じて弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げる、あるいは社外監査等委員が第三者委員会に出席する又は委員に就任するなど適切な措置を講じる。</p>	<p>「適切でない対応」をするのは、取締役のみならず、取締役会の場合もありうるため、付記して修正した。</p>
監査等のツボ	<p><新設></p> <p><新設></p>	<p>(6)役員等の損害賠償請求リスクに対処するため、役員等賠償責任保険(D&O保険等)契約を締結する場合は、契約内容の決定について取締役会の決議が必要となる(会社430の3)。また、被保険者の範囲と保険契約の内容を事業報告に記載する必要がある(会社規119二の二・121の2)。</p> <p>(7)役員等の職務の執行に関して発生した一定の「費用」・「損失」の全部又は一部を会社が補償する補償契約を締結する場合は、契約の内容の決定について取締役会の決議が</p>	<p>令和元年改正会社法において定められた「役員等賠償責任保険」について、監査上の留意点を付記した。</p> <p>令和元年改正会社法において定められた「補償契約」について、監査上の留意点を付記した。</p>

監査等のツボ		<p>必要となる（会社 430 の 2）。契約締結後、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない（会社 430 の 2④）。</p> <p>また、次の事項を事業報告に記載する必要がある（会社規 121 三の二・三の三・三の四）。</p> <p>①補償契約を締結した当該役員の氏名とその内容の概要 ②会社が補償契約に基づく補償をした場合において、当該事業年度に、当該役員が職務の執行に関し法令に違反したこと又は責任を負うことを知ったときはその旨 ③会社が補償契約に基づく補償をしたときは、その旨及び補償した金額</p>	
--------	--	--	--

別紙 1 — 【参考】監査等委員会の決議事項等の例 p. 29 ~ p. 31

	2021 年版原文	2022 年版（案）	理由・根拠
	<p>3. 監査等委員の全員の同意を必要とする事項についての監査等委員会での協議 (7)責任追及の訴えに係る訴訟（株主代表訴訟等）において会社が和解すること（会社 849 の 2）</p> <p>6. 監査等委員会に対する報告事項 (3)監査等委員会は、必要と認めたときは、取締役、会計監査人、内部監査部門等、その他の者に対して報告を求めことができる。（法 399 の 3①選定監査等委員の報告徴収権（報告請求権）、法 399 の 9③取締役の監査等委員会への出席・説明、法 397②④選定監査等委員の会計監査人に対する報告請求権）</p>	<p>3. 監査等委員の全員の同意を必要とする事項についての監査等委員会での協議 (7)責任追及の訴えに係る訴訟（株主代表訴訟等）において会社が和解すること（法 849 の 2）</p> <p>6. 監査等委員会に対する報告事項 (3)監査等委員会は、必要と認めたときは、取締役、会計監査人、内部監査部門等、その他の者に対して報告を求めことができる。（法 399 の 3①選定監査等委員の報告徴収権（報告請求権）、法 399 の 9③取締役の監査等委員会への出席・説明、法 397②④選定監査等委員の会計監査人に対する報告請求権）</p>	<p>p. 30 の冒頭に記載している会社法令の略称記載方法に則り、「会社法」の場合、「法」とすべきであったが、誤記していたので修正した。</p> <p>会社法 399 条 3 第 4 項に「報告の徴収」という語句があるので、「徴収」の語句は継続して使用する。「権」は、実務上「権限」である旨明確にした。</p>

<新設> 別紙 2 — 【コロナ禍を踏まえた監査等職務の留意点】 p. 32 ~ p. 34（確認書別紙 2 参照）